

委員会規程

1991 年 4 月 1 日制定

2000 年 8 月 1 日改正

2010 年 3 月 1 日改正

2012 年 3 月 1 日改正

第1条 会則第19条によりこの部に設ける委員会の組織および運営は、この規程の定めるところとする。

1. この規程に定めのない事項で必要ある場合は、理事会が定める。

第2条 委員会の種類は、次のとおりとする。

- ・ 総務委員会
- ・ 組織拡大(リクルート)委員会
- ・ 運営(アサメント)委員会
- ・ インストラクター委員会
- ・ 国際委員会
- ・ 安全委員会
- ・ 会計委員会
- ・ 特別委員会

第3条 委員会は委員をもって組織する。

1. 委員は、部長が委嘱する。
2. 委員は、若干名とする。
3. 任期は、役員の任期に準ずる。

第4条 委員会は委員長1名、必要に応じ副委員長1名を置く。

1. 委員長は、理事があたる。
2. 副委員長は委員の互選による。

第5条 委員会は、委員長が召集する。

第6条 部長は上記の他必要に応じ理事会の承認を得て、委員会を設置改廃することができる。

第7条 この規程は、理事会の決議により改廃できる。